

第13回 議会活性化特別委員会

平成 25 年 5 月 16 日

1. 協議・報告事項 ※ 前回の確認について

(1) 議会基本条例について

※再検討

第4章 市長等と市議会

・第10条（議会及び議員と市長等との関係）

『市長等』とは、市長から職員まで全てをひっくるめて、宝塚市のように

※【市長等執行機関の長及び職員（以下「市長等」という。）】とする

『一問一答』について

- ・従来どおり代表質問、議案質疑は包括方式がよい
- ・代表質問は一問一答にしないほうがよい
(さらに議論が必要、※再々検討)

『反問権』について

- ・質問確認は、反問権ではない
- ・市民のための政策を練り上げるために、市長等も同等であるべき
- ・「議長又は委員長の許可を得る」は必要
- ・反問権を入れるのであれば、細かいものは入れないで、ダイレクトに「反問することができます」でよい

※【市長等は、本会議又は委員会において、反問をすることができます】

『文書質問』について

- ・いつでも出せるようにするのか。定例会閉会中で認めたらどうか
- ・書式などは後で運営上の申し合わせでいけばよい

※【議長を経由して「市長等」に対して文書質問する・・・

・・・「市長等」に文書による回答を求めます】

・第12条（議決権の拡充）

- ・基本条例で謳うべきだが、多すぎても大変。案のままでよいのでは。
- ・今でも計画等案については、パブコメをやる前に委員会へ諮っている
- ・2項で「追加できる」と謳えばいいのでは、追加したいものがあれば会派から発案すればいい

※案のとおりとする

新規

第5章 議員相互の関係

- ・ 第13条（議員間の自由討議）
 - ・ 「議論を尽くします」

第6章 議会運営

- ・ 第14条（議会運営）
 - ・ 議会運営の姿勢を示す条項として、変更なしでよい
- ・ 第15条（委員会活動）
 - ・ 委員会を・・・「機動的に」 ~~or「迅速に」~~開催し
 - ・ 必要があれば出前で委員会を開催するのはよい（松本市開催している）
 - ・ 変更なしで

第7章 政務活動費

- ・ 第16条（政務活動費の執行及び公開）
 - ・ 「尊重」 → 「遵守」に変更

(2) 行政視察の報告について

- ・ 本日までに各委員から提出のあった報告書を正副委員長でまとめあげ、次回に提示するので協議願う。その後ホームページにアップする

(3) その他

執行部からの資料等の電子化について

- ・ ペーパーレスにしていくため各種計画書などは、審査用としてパブコメを行う前の案は紙ベースで欲しいが、成果品はデータでよい。
- ・ 各会派で1冊、図書室に1冊は欲しい

※会派持ち帰り再検討

2. その他

次回予定 5月29日（水） 14時00分